

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 30 年 8 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1	基幹統計調査の承認	1
	海面漁業生産統計調査	2
2	一般統計調査の承認	4
3	届出統計調査に係る届出の受理	
	(1) 新規	6
	(2) 変更	8
	(参考) 基幹統計の作成方法に係る通知の受理	10

〔凡 例〕

1 編集方針

この資料（「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下「本月報」という。）は、表紙に示した月の1か月間に総務省政策統括官（統計基準担当）が、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計（後記3（1）参照）の指定、変更又は解除があった場合や、基幹統計（統計調査以外の方法により作成されるものに限る。）に係る作成方法の通知がなされた場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

- 統計法（昭和22年法律第18号）→ 旧統計法
- 統計法（平成19年法律第53号）^{（注1）}→ 新統計法
- 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）^{（注2）}→ 旧統計報告調整法

（注1）旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

（注2）新統計法の全面施行により廃止されたもの

3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次のとおりである。

- （1）「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階（平成21年4月1日）で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

- （2）「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう（新統計法第2条第6項）。

- （3）「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう（新統計法第2条第7項）。

- （4）「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあっては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体（第24条第1項）及び独立行政法人等（第25条）^{（注3）}である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず（経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ）、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

（注3）地方公共団体については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

- （5）「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう（旧統計法第3条）。

- （6）「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

4 掲載項目の内容

本月報における基幹統計調査の承認に係る各項目の掲載内容は、次のとおりである。

一般統計調査の承認及び届出統計調査に係る届出の受理については、これらの一部項目を一覧形式で掲載している。

【統計調査単位で掲載している項目】

調 査 名	統計法に基づき、総務大臣が承認した調査の名称を記載した。
承 認 年 月 日	総務大臣による承認年月日を記載した。
実 施 機 関	調査を実施する組織について、課室名まで記載した。
目 的	調査の実施目的を記載した。
沿 革	調査の起源及びその後の変更概要について記載した（一部の調査）。
調 査 票 の 構 成	調査で用いられる調査票の構成を記載した（調査票が多岐にわたるような場合には、調査の内容ごとに集約・区分している場合がある。）。
公 表	公表する際の媒体及び公表時期について記載した。
備 考	当該承認に係る変更時期など、調査に関する補足情報を記載した。

【「調査票の構成」で記載した調査票ごとに掲載している項目】

調 査 票	調査票様式のヘッダーに記された帳票の名称を記載した。
対象範囲（地域）	調査対象となるものの地域的範囲を記載した。
対象範囲（属性）	調査対象となるものの属性的範囲（地域を除く。）を記載した。
客体数／母集団数	回答を求められる報告者の数を記載するとともに、抽出調査の場合には、可能な限り、母集団の大きさについても併記した（全数調査については、客体数と母集団数が同じことから、母集団数は記載していない）。 調査が、報告者から報告を求める方法ではなく、実測により情報を収集する方法で行われる場合には、調査対象となる箇所数を示している。また、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合には、当該財の対象数を記載している場合もある。なお、数の記載については、「千進法」による3けた区切りを基本としている。ただし、100万を超える場合は、「万進法」による漢数字を使用し、区切り符号としての「,」は用いていない。
選 定 方 法	報告者の選定方法を全数、無作為抽出、有意抽出の別によって示した。調査対象をグループ分けした上で、それぞれ異なった方式を採用している場合には、該当するものを全て記載した。
母 集 団 情 報	報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載した（特に標本調査の場合）
配 布 ・ 取 集	調査票の配布・取集（回収）方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の別を記載した。複数の方法を併用している場合には、該当するものを全て記載した。
把 握 時	調査の把握時点又は把握期間を記載した。
調 査 組 織	調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載した。調査対象と報告者の属性が異なる場合（例えば、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合）には、「報告者」の後ろに実際に報告を求められる者の属性をカッコ書きで示した。 (注) 一部の基幹統計調査においては、新統計法第14条に規定する統計調査員のうち、一部の者を「指導員」として区分し、他の調査員の指導に当たるとともに、特別の事情により調査員が事務の一部を行うことができないときは、調査員に代わって当該事務を行うこととされている場合がある。このような調査については、「系統」欄において、「指導員・調査員」と併記しているが、「配布」「取集」欄においては、一括して「調査員」と表記している。
調 査 周 期	調査の実施周期を記載した。
実施期間又は提出期限	調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載した。
調 査 事 項	報告者に対して報告を求める事項を記載した。

1 基幹統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施機関
H30.8.8	海面漁業生産統計調査	農林水産省大臣官房統計部 生産流通消費統計課

注) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計調査の承認状況について掲載したものである。

【調査名】	海面漁業生産統計調査
承認年月日	平成30年8月8日
実施機関	農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課
目的	<p>新統計法に基づき、海面漁業生産統計（基幹統計）を作成し、海面漁業^(注)の生産に関する実態を明らかにし、水産行政の基礎資料を整備することを目的とする。</p> <p>(注)「海面漁業」とは、海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。以下同じ。）における水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。</p>
沿革	<p>本調査は、昭和26年(1951年)に海面漁業漁獲統計調査として開始した後、昭和28年(1953年)に別途行われていた海面養殖業に係る調査を統合した上で、昭和48年(1973年)から現在の調査名称である海面漁業生産統計調査に変更し、調査を継続していた。</p> <p>その後、平成19年(2007年)には、従来の漁業経営体を対象とする調査から、原則、水揚機関を対象とする調査に変更するとともに、稼働量調査について、行政記録情報等の活用により、かつお・まぐろ類に係る4漁業種類を営む漁業経営体に限定して調査を行うなど、調査体系の見直しを行い、現在に至っている。</p> <p>平成31年以降の調査については、利活用状況や報告者負担の軽減を鑑み、備考欄の2に記載した見直しを行う。</p>
調査票の構成	1－海面漁業漁獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用、一括調査用） 2－海面養殖業収獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用、一括調査用）
公表	インターネット及び印刷物（概要：調査実施年の5月31日、詳細：調査実施年の翌年2月頃までに逐次）
備考	<p>1. 今回の承認は、平成31年調査以降についての変更承認</p> <p>2. 主な承認内容は、①調査対象の範囲について、「能取湖」「温根沼」の2湖沼を追加、②稼働量調査を廃止し、それに伴い関連する報告を求める事項及び集計事項の廃止、③オンライン調査の導入、④市町村別調査を廃止し、それに伴い市町村別表章を廃止、⑤概要公表について、集計事項を追加するとともに公表期日を変更、⑥行政記録情報の活用の拡大による一部調査の周期や代替集計する漁業種類範囲の変更、⑦特殊魚種別漁獲量の集計を廃止等</p>
調査票－1	海面漁業漁獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用、一括調査用）
対象範囲（地域）	海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村
対象範囲（属性）	海面漁業経営体及び水揚機関
客体数／母集団数	約2,300
選定方法	全数
母集団情報	前年の調査結果から作成された海面漁業漁獲統計調査の水揚機関名簿及び水揚機関で把握できない漁業経営体名簿
配布・収集	水揚機関用：調査員・オンライン、漁業経営体用：郵送・オンライン、一括調査用：調査員
把握時	毎年1月1日～12月31日
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－（調査員）－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－（調査員）－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－（調査員）－報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	毎年1月～3月
調査事項	<p>【水揚機関用・漁業経営体用】1. 水揚機関名・漁業経営体名、2. 法人番号、3. 漁業種類別・操業水域別・魚種別漁獲量</p> <p>【一括調査用】1. 漁業種類・規模別の漁ろう体数、2. 1漁ろう体当たり平均出漁日数、</p>

	3. 1漁ろう体当たり平均漁獲量
調査票 - 2	海面養殖業収獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用、一括調査用）
対象範囲（地域）	海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村
対象範囲（属性）	海面漁業経営体及び水揚機関
客体数／母集団数	約1,600
選定方法	全数
母集団情報	前年の調査結果から作成された海面養殖業収獲統計調査の水揚機関名簿及び水揚機関で把握できない養殖業経営体名簿
配布・収集	水揚機関用：調査員・オンライン、漁業経営体用：郵送・オンライン、一括調査用：調査員
把握時	毎年1月1日～12月31日（ただし、のり類及びびかき類については、半年毎（1月1日～6月30日、7月1日～12月31日））
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－（調査員）－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－（調査員）－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－（調査員）－報告者
調査周期	1年（ただし、のり類及びびかき類は半年）
実施期間又は提出期限	毎年1月～3月（ただし、半年毎に行うものにあつては、毎年1月～3月及び7月～9月）
調査事項	【水揚機関用・漁業経営体用】1. 水揚機関名・漁業経営体名、2. 法人番号、3. 養殖魚種別収獲量、4. 年間種苗販売量、5. 年間投餌量 【一括調査用】1. 養殖魚種名、2. 養殖方法名、3. 総施設面積、4. 1施設当たり平均面積、5. 1施設当たり平均収獲量

2 一般統計調査の承認

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	配布・取集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
高齢者の住宅と生活環境に関する調査	平成30年8月2日	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付高齢社会対策担当	「高齢社会対策大綱」(平成30年2月16日閣議決定)に基づき、高齢者の基本的な生活の状況、住宅、生活環境に関する実態と意識を把握し、高齢社会対策の施策の推進に資するとともに、高齢社会対策大綱の見直しに当たっての基礎資料とすることを目的とする。	全国	1	3,000人	無作為抽出	調査員	1回限り	平成30年9月～10月	
法人企業景気予測調査	平成30年8月8日	内閣府経済社会総合研究所景気統計部 財務省財務総合政策研究所調査統計部調査統計課	我が国の経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状及び今後の見直しに関する基礎資料を得ることを目的とする。	全国	4	14,400企業	全数 無作為抽出	郵送 オンライン	四半期 (平成31年 4～6月期 以降)	[4～6月期調査] 4月下旬～5月下旬 [7～9月期調査] 7月下旬～8月下旬 [10～12月期調査] 10月下旬～11月下旬 [1～3月期調査] 1月下旬～2月下旬	
就労条件総合調査	平成30年8月8日	厚生労働省政策統括官付参事官(雇用・賃金福祉統計担当)付賃金福祉統計室	主要産業における企業の労働時間制度、定年制等、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的とする。	全国	1	6,400企業	無作為抽出	調査員 郵送 オンライン	1年	毎年12月1日～ 1月31日 (ただし、廃止や規模縮小により対象外となった企業の代替分の調査については、3月10日まで)	
大学等におけるフルタイム換算データに関する調査	平成30年8月10日	文部科学省科学技術・学術政策局企画評価課	大学等における研究者数を国際比較可能なフルタイム換算値に補正するための係数(フルタイム(FTE)換算係数)を得るとともに、大学等における研究者の活動の実態及び研究や教育等にかかる時間の利用実態を把握し、科学技術の進行に関する施策の企画・立案のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	3	16,500人	無作為抽出	オンライン	5年	平成30年11月1日～ 31年3月15日	
食品循環資源の再生利用等実態調査	平成30年8月21日	農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	食品産業における食品廃棄物等の年間発生量、再生利用等の実態及び食品廃棄物等のうち可食部・製品廃棄の割合を明らかにし、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。)に基づく食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に定められた「食品循環資源の再生利用等実施率の目標」等の見直しや、食品ロス削減目標の設定並びに食品リサイクル法に基づく施策の推進に資することを目的とする。	全国	1	11,000事業所	無作為抽出	調査員 郵送 オンライン FAX等	1回限り	平成30年10月上旬 ～12月上旬	今後も継続的な実施が想定されているが、 ①食品製造業者を調査対象とすることの是非 ②本調査における可食部分の把握の在り方 ③今回調査における回収率・オンライン回答率の向上に向けた取組の効果の結果を踏まえた更なる回収率・オンライン回答率の向上方策についての検証が必要であるとの観点から、1回限りで承認
生活状況に関する調査	平成30年8月27日	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(青少年支援担当)付	ひきこもりの長期化傾向が見られる中で、子供・若者への地域支援ネットワークの形成促進を含むこれらの者に対する支援を効果的に実施するため、40歳以上でひきこもりの状態にある者の状況について把握し、適切な支援を行うための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	2	10,000人	無作為抽出	調査員	1回限り	平成30年9月～10月	

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
パーソントリップ調査	平成30年8月27日	国土交通省都市局 都市計画課都市計 画調査室	東京都圏の人の動きについて、個人属性、起終点、活動・移動目的、利用交通手段、トリップ時間などを多面的に捉えることで交通実態を総合的に把握し、交通計画、道路計画、防災計画等の検討のための基礎資料とすることを目的とする。	東京都圏 (東京都 ^(注1) 、 埼玉県、千葉 県、神奈川県、 茨城県南部 ^(注 2))全域	2	52万世帯 105万人	無作為抽出	郵送 オンライン	10年	平成30年9月～11月	(注1)東京都のうち、島しょ部は除く。 (注2)茨城県南部とは、土浦市、古河市、石岡市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町、美浦村を指す。
建築着工統計調査補正調査 試験調査	平成30年8月27日	国土交通省総合政 策局情報政策課建 設経済統計調査室	国土交通省は、建築着工統計調査補正調査の精度向上の取組の一環として、新たに調査事項を追加するとともに現行の都道府県による実地調査から国土交通省による郵送調査への変更等の調査方法の見直しを検討している。本調査は、これらの見直しを実施した場合の実務上の影響等を把握し、今後の建築着工統計調査補正調査の企画・設計の検討における基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	450人 ^(注)	有意抽出	郵送	1回限り	平成30年9月中旬～ 10月上旬	(注)建築基準法第15条第1項の規定により建築物を建築しようとする旨の届出を行った建築主から選定。
6次産業化総合調査	平成30年8月31日	農林水産省大臣官 房統計部生産流通 消費統計課消費統 計室	【農業・農村の6次産業化総合調査】農業者等による農業生産関連事業による所得の増大をもたらす取組を総合的に調査し、取組に伴う所得向上、雇用確保等の状況を明らかにし、6次産業化の施策推進に必要な資料を整備することを目的とする。 【漁業・漁村の6次産業化調査】漁業者等による水産物加工や水産物直売所の取組、漁家民宿等の観光業と融合する取組を調査し、取組に伴う所得向上、雇用確保等の状況を明らかにし、6次産業化の施策推進に必要な資料を整備することを目的とする。	全国	8	7,630経営体等 7,390経営体 1,770事業所	全数 無作為抽出	郵送 オンライン	1年	毎年10月上旬～ 11月下旬 (漁業センサス実施 年は8月上旬～9月 下旬。ただし、平成30 年度調査については 9月上旬～10月下 旬。)	

注1)本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2)「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3)様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

3 届出統計調査に係る届出の受理

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(1) 新規	移動困難者の実態に関する調査	平成30年8月1日	千葉県総合企画部 政策企画課	超高齢社会において、病院への通院や商店への買物が困難な「移動困難者」とされる方々への総合的な取組が不可欠であることから、モデルとなる6市町を対象に、地域住民等への調査により実態を把握し、移動困難者を地域で支える仕組みづくりを横断的な視点から検討・提案するための基礎資料とすることを目的とする。	千葉県勝浦市、八千代市、鴨川市、南房総市、鯉南町、御宿町	1	13,000世帯	有意抽出	郵送	1回限り	平成30年8月下旬～9月末
	京浜臨海部立地企業動向調査	平成30年8月1日	神奈川県政策局自治振興部地域政策課	平成30年8月1日時点の京浜臨海部に所在する特定業種の事業所の活動状況、土地利用、事業を進める上での課題等の動向を調査することにより、今後の産業・地域政策を進める上での基礎資料を得ることを目的とする。	京浜臨海部(横浜市神奈川区及び鶴見区並びに川崎市川崎区のうち、おおおむね、産業道路より海側の区域(横浜ポートサイド地区を除く。))	1	820事業所	全数	調査員 郵送	1回限り	平成30年8月31日～9月21日
	中区昼間人口層調査	平成30年8月2日	名古屋市中区区政 部企画経理室	昼間人口が常住人口の約4倍である状況を踏まえ、中区政に対するニーズを把握し、区政運営に反映するための基礎資料とすることを目的とする。	名古屋市中区 全域	3	2,200事業所 4,600人	無作為抽出 有意抽出	調査員 郵送	不定期 (原則5 年)	平成30年9月1日～ 9月30日 平成30年9月1日～ 9月30日のうち休日2日 間
	岐阜県子ども調査	平成30年8月16日	岐阜県健康福祉部 子ども・女性局子ども 家庭課	岐阜県内の子どもの貧困状況や、生活に困難を抱える世帯の実態や必要とされている支援について、県全体の概要を調査・把握し、その結果を県の施策に活用することを目的とする。	岐阜県全域	4	10,000人	無作為抽出	郵送	不定期 (原則5 年)	平成30年9月1日～ 9月末日
	本社移転の要因に関する調査	平成30年8月17日	大阪府商工労働部 商工労働総務課	大阪府における本社の立地環境の問題点及び魅力を把握し、大阪府における立地施策の基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	583社	全数	郵送	1回限り	平成30年9月中旬～ 10月中旬
	子育て支援及び雇用管理 状況調査	平成30年8月20日	静岡県健康福祉部 子ども未来局子ども未 来課	静岡県内事業所における人材確保・育成や就労環境の整備、多様な人材の活躍、子育て支援に関する取組状況を把握し、県内の産業を担う人材を確保・育成し、誰もが働きやすく、仕事と子育てが両立できる環境の整備を支援していくための基礎資料を得ることを目的とする。	静岡県全域	1	4,000事業所	無作為抽出	郵送	1回限り	平成30年9月28日～ 10月31日
	中小企業支援情報の入手 経路に関する調査	平成30年8月21日	東京都産業労働局 商工部調整課	東京都内中小企業の中小企業支援情報の入手経路を把握し、東京都における中小企業施策を円滑に推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	東京都全域	1	3,000事業所	無作為抽出	郵送	1回限り	平成30年9月中旬～ 10月上旬
	県内食品企業における原料 農産物利用実態等調査	平成30年8月22日	長野県農政部農業 政策課農産物マー ケティング室	長野県内食品企業における原料農産物の利用実態と、県産農産物に対する需要を把握し、食品企業への県産農産物の生産供給体制の構築による利用拡大を図ることを目的とする。	長野県全域	1	1,200事業所	全数	オンライン	1年	毎年5月中旬 (平成30年度は平成30 年10月31日)

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	全国の専門学校に対する 県出身学生のUターン就職 等の状況調査	平成30年8月23日	鳥取県商工労働部 雇用政策課	鳥取県出身学生の進路状況を把握し、より効果的なU ターン就職支援施策を行い、鳥取県の人口減少に歯 止めをかけるとともに、地域活性化・産業振興に欠か せない若年層の確保を図るための検討基礎資料とし て活用することを目的とする。	全国	1	22校	有意抽出	郵送 オンライン	1回限り	平成30年8月～ 9月20日
	第5回北部九州圏総合都 市交通体系調査(追加調 査)	平成30年8月24日	福岡県建築都市部 都市計画課	北部九州圏(29市30町1村)の人の動きについて、個 人属性、起終点、活動・移動目的、利用交通手段、ト リップ時間などを多面的に捉えることで交通実態を総 合的に把握し、将来の総合的な都市交通計画等、各 種計画策定のための基礎資料とすることを目的とす る。	福岡県全域 ^(注) 及び佐賀県鳥 栖市、基山町 (注)ただし、吉富 町、東峰村は除 く。	1	370,300人	無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	平成30年10月上旬～ 11月中旬
	滋賀県女性活躍推進企業 認証制度に関するアンケート 調査	平成30年8月28日	滋賀県商工観光労 働部女性活躍推進 課	滋賀県女性活躍推進企業認証制度運用の成果を調 査するとともに、今後の認証基準の見直しやその他施 策の参考とするための資料を得ることを目的とする。	滋賀県全域	1	187企業・団体	全数	郵送 オンライン	1回限り	平成30年8月9日～ 8月30日
	再生可能エネルギーに関 する調査	平成30年8月31日	宮崎県環境森林部 環境森林課	宮崎県における再生可能エネルギーに対する認識、 導入状況等を把握し、「再生可能エネルギー導入推進 計画」を策定するための基礎資料を得ることを目的と する。	宮崎県全域	1	400事業所	有意抽出	郵送 オンライン	1回限り	平成30年9月1日～ 9月30日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(2) 変更	受動喫煙に関する県民意識調査	平成30年8月1日	神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課	神奈川県民の受動喫煙に関する意識を把握することにより「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の見直し及び今後の受動喫煙防止対策推進方策を検討するための基礎資料とすることを目的とする。	神奈川県全域	1	5,000人	無作為抽出	郵送	3年	平成30年9月11日～9月25日
	受動喫煙に関する施設調査	平成30年8月1日	神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課	神奈川県内の公共的施設における受動喫煙防止対策の実施状況を把握することにより「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の見直し及び今後の受動喫煙防止対策推進方策を検討するための基礎資料とすることを目的とする。	神奈川県全域	1	5,000施設	無作為抽出	郵送	3年	平成30年9月11日～9月25日
	滋賀県貿易実態調査	平成30年8月1日	滋賀県商工観光労働部商工政策課	滋賀県内で生産される製品の輸出入額、仕向地・仕入地等を把握し、滋賀県の産業振興対策の基礎資料とすることを目的とする。	滋賀県全域	1	989事業所	全数	郵送 オンライン FAX	1年	毎年8月中旬～10月下旬
	東京都男女雇用平等参画状況調査	平成30年8月2日	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課	改正育児・介護休業法への対応等について調査を実施し、今後の効果的な対応策の検討等に資することを目的とする。	東京都全域 (島しょ地域を除く。)	2	2,500事業所 5,000人	無作為抽出 有意抽出	郵送	1年	毎年9月1日～9月20日 毎年9月1日～9月28日
	神戸市中央卸売市場 流通実態調査	平成30年8月3日	神戸市経済観光局中央卸売市場運営本部経営課	生鮮食料品の安定流通についての状況を把握し、基礎的資料を得ることを目的とする。	神戸市中央卸売市場本場・東部市場	4	135業者	全数	調査員	不定期 (原則5年)	平成30年10月18日～10月26日
	青少年の健全育成に関する意識調査	平成30年8月13日	岩手県環境生活部若者女性協働推進室	青少年の生活や考え方などの実態を調査することにより、現状の岩手県民意識と青少年行政に対するニーズを把握し、青少年健全育成施策の決定及び今後の施策推進のための基礎資料を得ることを目的とする。	岩手県全域	3	2,500人	無作為抽出	郵送	3年	平成30年10月上旬～下旬
	男女が共に支える社会に関する意識調査	平成30年8月13日	岩手県環境生活部若者女性協働推進室	男女共同参画社会の実現に向けて課題となるテーマについて調査を行い、現状の県民意識や行政に対するニーズを把握するとともに、今後の男女共同参画施策の基礎資料を得ることを目的とする。	岩手県全域	1	2,000人	無作為抽出	郵送	3年	平成30年10月上旬～下旬
	食品の安全等に関する県民意識調査	平成30年8月13日	群馬県健康福祉部食品・生活衛生課	群馬県食品安全基本計画(2016-2019)が平成31年度末に終期を迎えることから、食品の安全等に関する県民意識を的確に把握し、新計画策定のための基礎資料を得ることを目的とする。	群馬県全域 (中核市を含む。)	2	2,750人	無作為抽出	郵送	不定期 (おおむね4年)	平成30年8月20日～9月3日
	少子化に関する県民意識調査	平成30年8月20日	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課	岐阜県における子育ての現状や少子化対策に関する県民の意識やニーズ等を把握し、少子化対策推進基本計画改定や施策推進のための基礎資料とすることを目的とする。	岐阜県全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	5年	平成30年9月1日～9月30日
	中小企業労働条件等実態調査	平成30年8月22日	東京都労働相談情報センター相談調査課	事業所調査及び従業員調査により、属性、労働条件、意識等を調査し、今後の労働行政上の基礎資料とすることを目的とする。	東京都全域 (島しょを除く。)	1	6,000事業所 2,000人	無作為抽出	郵送	1年	毎年9月中旬～10月中旬 毎年10月中旬～11月中旬
沖縄県学校保健統計調査	平成30年8月22日	沖縄県教育庁総務課	定期健康診断の結果に基づき、児童生徒の健康状態を明らかにして、学校保健向上の基礎資料とすることを目的とする。	沖縄県全域	4	400校	全数	オンライン	1年	毎年7月上旬～9月中旬 (平成30年度調査のみ、9月中旬～11月中旬)	

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	奈良県結婚・子育て実態調査 (変更前の名称:奈良県子育て実態調査)	平成30年8月27日	奈良県福祉医療部 子ども・女性局女性 活躍推進課	奈良県民の子育てに関する現状と意識を把握し、現行計画の検証を行うとともに平成32年度以降の子ども・子育て支援法に基づく県計画策定のための基礎資料を得ることを目的とする。	奈良県全域	2	6,000人	無作為抽出	郵送	不定期 (原則5 年)	平成30年9月上旬～ 10月末
	林業労働力、林業機械器具及び素材生産調査	平成30年8月27日	高知県林業振興・環境部森づくり推進課	高知県における林業就業者の就労状況、林業機械器具の保有状況及び素材生産量について実態調査を行い、林業労働力対策、林業機械の近代化及び林業・木材産業全般の施策の基礎資料とすることを目的とする。	高知県全域	6	3,200人	全数	郵送	1年	毎年9月頃～10月30日
	労働条件・労働福祉実態調査	平成30年8月29日	愛知県産業労働部 労政局労働福祉課	愛知県内企業における労働時間などの労働条件や労働者の福利厚生(ソフト面)に係る制度の導入・利用の実態を明らかにすることを目的とする。	愛知県全域	1	1,500事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年10月中旬～11月 下旬
	青少年の意識に関する調査	平成30年8月31日	青森県環境生活部 青少年・男女共同参 画課	青森県における青少年の意識や行動を把握し、青少年に関する施策の総合的な推進のための基礎資料を得るとともに、広く県民に紹介することにより、青少年の健全育成に対する理解と協力を得ることを目的とする。	青森県全域	3	1,200人	有意抽出	郵送 手渡し	2年	平成30年8月下旬～ 9月下旬
	滋賀県景況調査	平成30年8月31日	滋賀県商工観光労働部 商工政策課	滋賀県内企業の景況感を把握し、施策の基礎資料とすることを目的とする。	滋賀県全域	1	600社	無作為抽出	郵送	四半期	5月下旬～6月中旬、 8月下旬～9月中旬、 11月下旬～12月中旬、 2月下旬～3月中旬

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が受理した届出統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

(参考) 基幹統計の作成方法に係る通知の受理

受理年月日	基幹統計の名称	作成機関
H30.8.27	社会保障費用統計	厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に対してなされた基幹統計（統計調査以外の方法により作成される基幹統計に限る。）に係る作成方法の通知の受理状況について掲載したものである。